

## 6 . UPZ内における対応

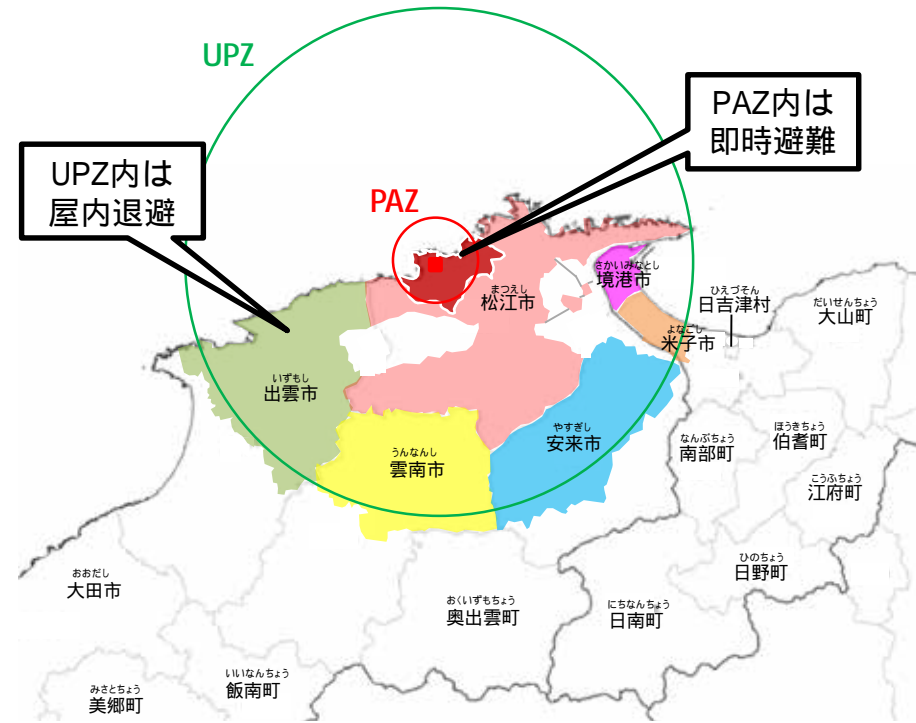
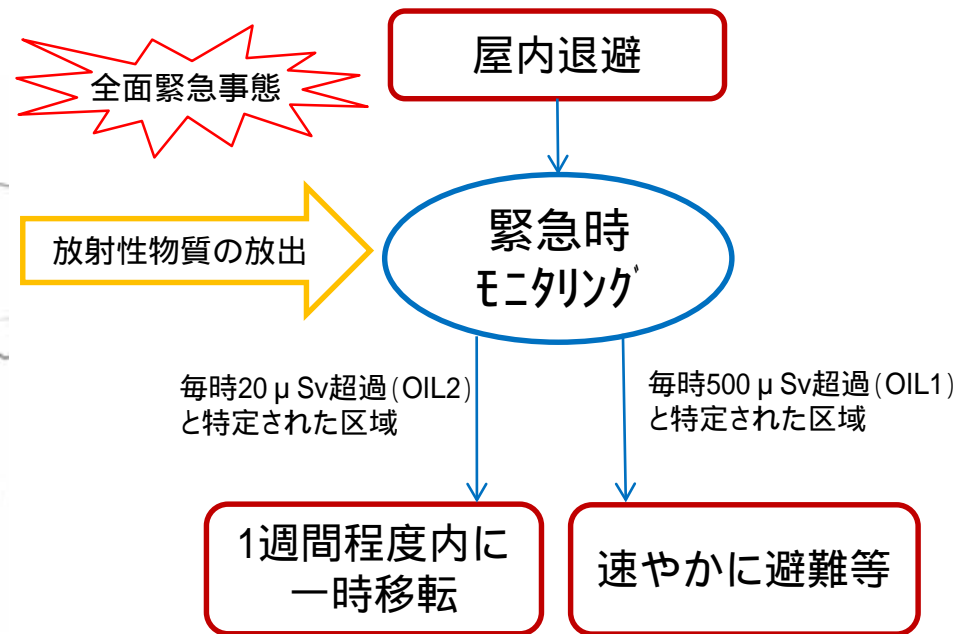
### <対応のポイント>

1. 全面緊急事態に至った場合、放射性物質の放出前の段階において、住民(避難行動要支援者を含む。)は屋内退避を開始するため、これを円滑に実施できる体制が必要。
2. 放射性物質の放出後は、緊急時モニタリングの結果を踏まえて、原子力災害対策指針で定める基準(OIL)に基づき、空間放射線量率が基準値を超える区域を特定し、当該区域の住民が一時移転等を行うこととなるため、一時移転等できる体制を整備。一時移転等の対象区域以外は、原子力災害対策本部の指示があるまで屋内退避を継続。

# UPZ内における防護措置の考え方

- 全面緊急事態に至った場合、放射性物質の放出前の段階において、UPZ内住民は、屋内退避を開始する。
- 万が一放射性物質の放出に至った場合、放射性プルームが通過している間に屋外で行動するとかえって被ばくのリスクが増加するおそれがあるため、屋内退避を継続する。
- その後、原子力災害対策本部が、緊急時モニタリングの結果に基づき、原子力災害対策指針で定める基準(OIL)に基づき、空間放射線量率が基準値を超える区域を特定する。OIL1に該当する毎時500  $\mu$  Sv超過の区域を数時間内を目途に特定し、当該特定された地域の住民は、速やかに避難等(移動が困難な者の一時屋内退避を含む。)を行う。また、OIL2に該当する毎時20  $\mu$  Sv超過の区域を1日内を目途に特定し、当該特定された地域の住民は、1週間程度内に一時移転を行う。

## UPZ内の防護措置の基本的な流れ



出典：地理院地図(白地図)をもとに内閣府(原子力防災)作成

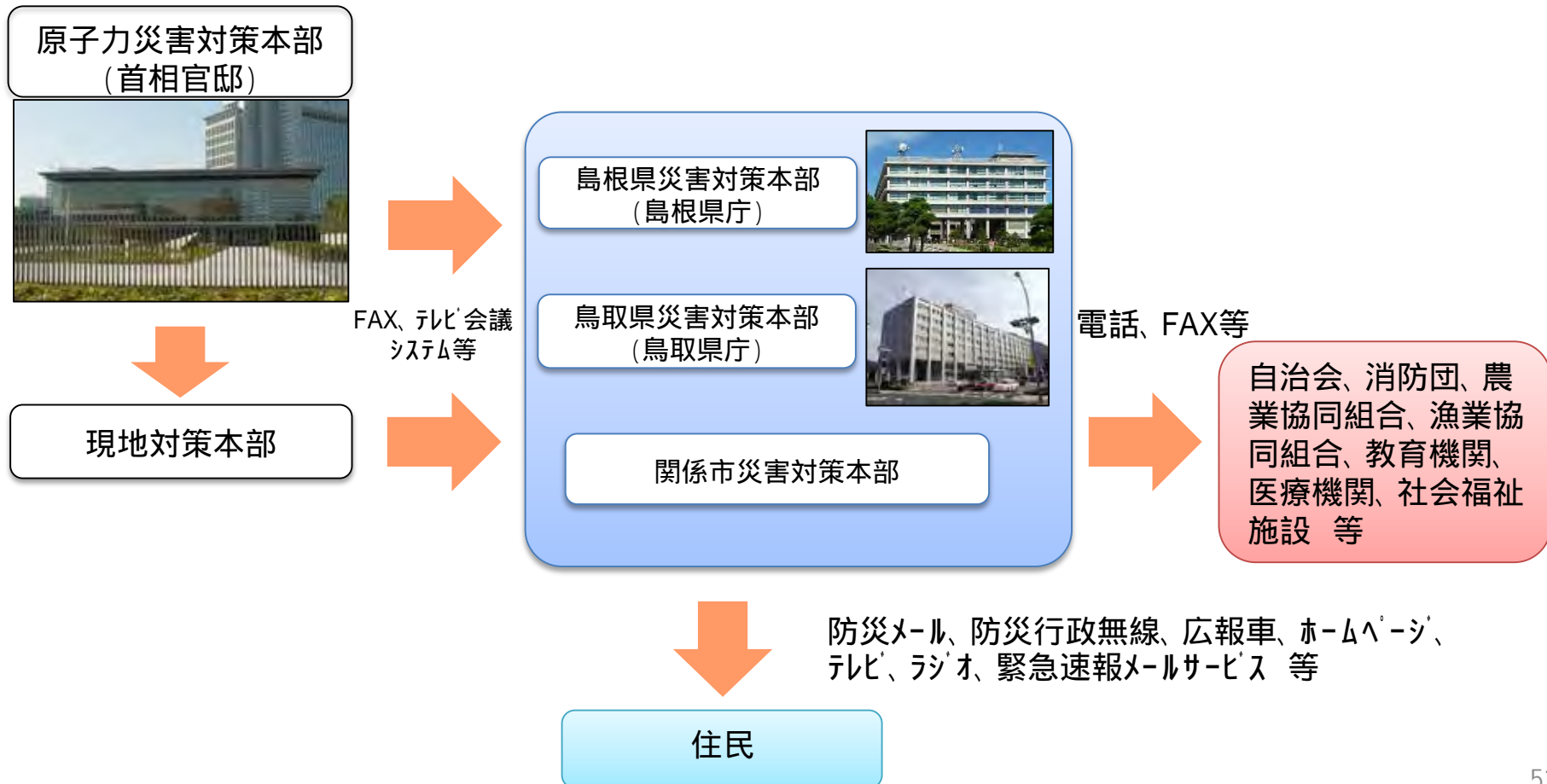
# 一時移転等に備えた関係者の対応

- 島根県、鳥取県及び関係市は、警戒事態で対策会議・災害警戒本部等を開催又は設置し、施設敷地緊急事態で災害対策本部に移行。
- 関係市は、動員計画等に基づき、対象となる各地区に職員を配置。
- 島根県及び鳥取県は、住民の一時移転等に備え、中国5県バス協会との「原子力災害時等における緊急輸送等の協定」等に基づき、バスの派遣準備を要請。



# 一時移転等を行う際の情報伝達

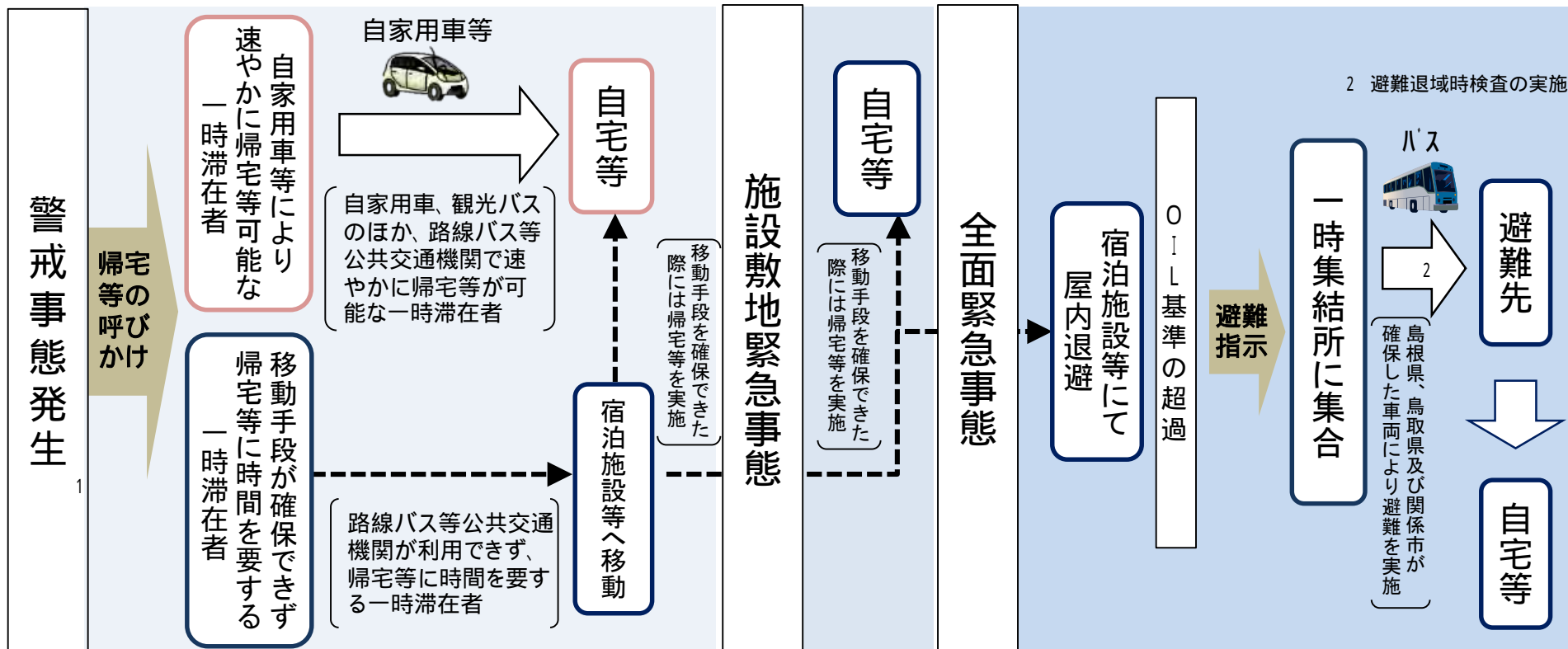
- 一時移転等の指示は、国の原子力災害対策本部から、島根県、鳥取県及び関係市に対し、FAXやテレビ会議システム等を用いて伝達。
- 島根県、鳥取県及び関係市から、住民、自治会、消防団、農業協同組合、漁業協同組合、教育機関、医療機関、社会福祉施設等へは、防災メール、防災行政無線、広報車、緊急速報メールサービス、電話、FAX等のあらゆる情報発信手段を活用して必要な情報を伝達。



# UPZ内の観光客等一時滞在者の避難等

- 島根県、鳥取県及び関係市は観光客等一時滞在者に対し、警戒事態において、帰宅等呼びかける。
- 自家用車等により速やかに帰宅等可能な一時滞在者は、警戒事態の段階で、自家用車等にて帰宅等を開始。
- 路線バス等公共交通機関も利用できない観光客など、帰宅等に時間を要する一時滞在者については、宿泊施設等へ移動。その後、全面緊急事態までに、公共交通機関を利用し帰宅等可能な一時滞在者は、帰宅等を実施。
- 全面緊急事態の段階までに帰宅等が困難な一時滞在者は、宿泊施設等において屋内退避を実施し、その後、OIL基準に基づく一時移転等の指示があった場合には、徒歩等により一時集結所に集まり、島根県、鳥取県及び関係市が確保した車両で一時移転等を実施。

## < 観光客等一時滞在者の避難の流れ >



1 地震等により原子力施設に異常が発生し、警戒事態に至った場合

# UPZ内住民の一時移転等

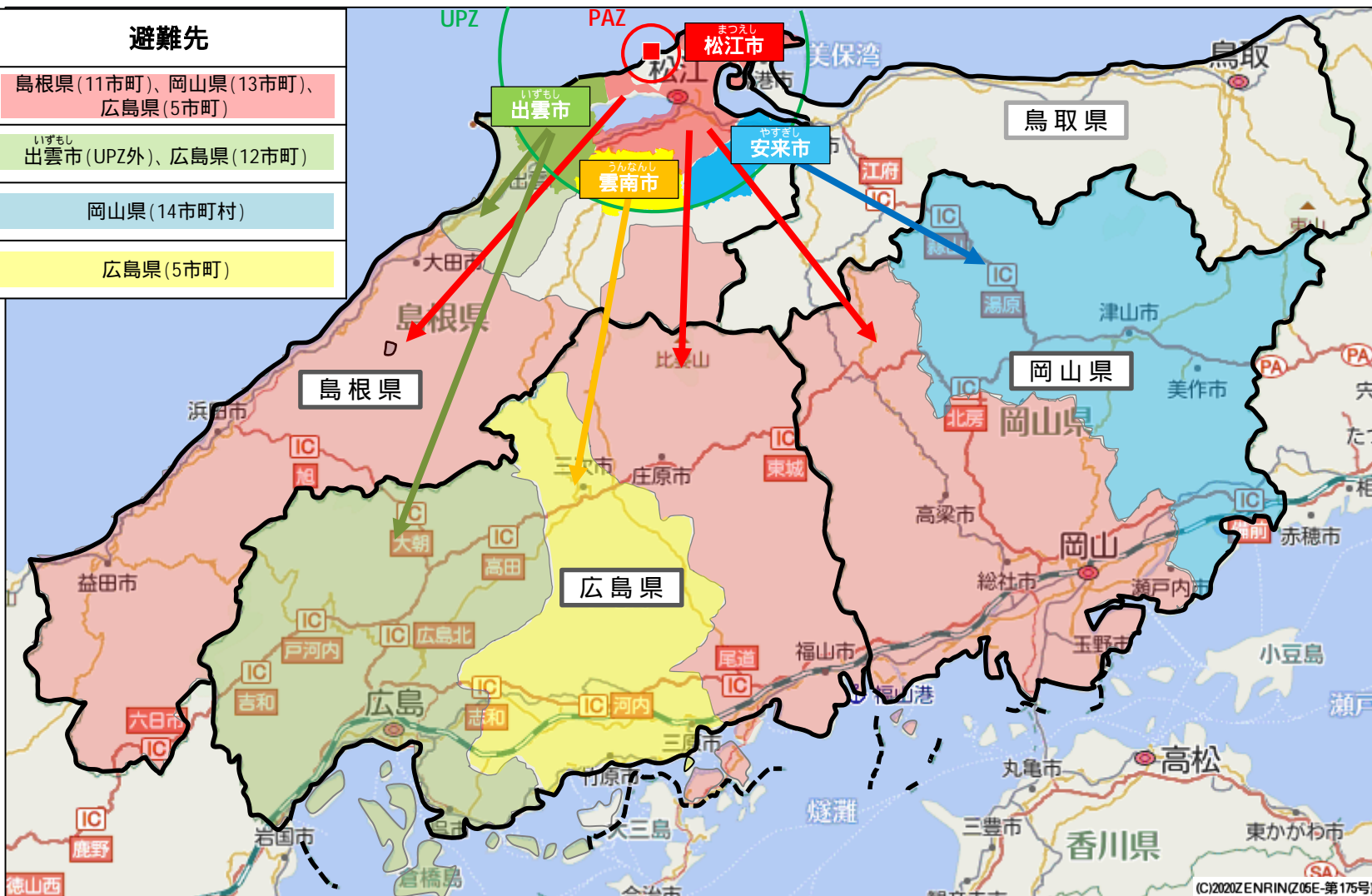
- 住民を安全かつ円滑に一時移転等させるため、国の原子力災害対策本部、島根県、鳥取県及び関係市が、実施に係る実務(避難先施設の準備、避難経路の確認、輸送手段の確保、避難退域時検査及び簡易除染の実施体制、地域ごとの一時移転等開始時期など)の調整を行う。
- UPZ内関係市の避難計画等に基づき、住民の一時移転等を行う。
- 緊急時モニタリングの結果や、避難経路や避難先の被災状況等、何らかの理由で予定していた避難先が使用できない場合には、島根県、鳥取県及び関係市において他の避難先の調整を行う。
- 鳥取県では、鳥取県及び島根県内から避難する予定の施設が被災等するなどの不測の事態に備え、予備の避難受入地域(受入可能人数:15,000人)を確保している。

避難元		避難先		受入可能人数	
島根県	まつえし 松江市 191,285人	島根県内(11市町)	はまだし ますだし おおだし ごうつし おくいずちちよう いいなんちよう かわもとまち みさとちよう おおなんちよう つわのちよう よしかちよう 浜田市、益田市、大田市、江津市、奥出雲町、飯南町、川本町、美郷町、邑南町、津和野町、吉賀町	119,030人	
		岡山県内(13市町)	おかもやし くらしきし たまのし かさあかし いばらし そうじやし たかはしし にいみし あさくちし はやしちよう さとしちよう やかげちよう きびちゆうおうちよう 岡山市、倉敷市、玉野市、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、新見市、浅口市、早島町、里庄町、矢掛町、吉備中央町	97,205人	
		広島県内(5市町)	おのみちし ふくやまし ふちゅうし しょうばらし じんせきこうげんちよう 尾道市、福山市、府中市、庄原市、神石高原町	127,182人	
			小計	343,417人	
	いづもし 出雲市 122,778人	島根県内(1市)	いづもし 出雲市内		37,739人
		広島県内(12市町)	ひろしまし くれし おあたけし はつかいちし あきたかたし えたじまし ふちゆうちよう かいたちよう くまのちよう さかちよう あきおたちよう きたひろしまちよう 広島市、呉市、大竹市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、府中町、海田町、熊野町、坂町、安芸太田町、北広島町	102,383人	
			小計	140,122人	
やすぎし 安来市 32,919人	岡山県内(14市町村)	つやまし びぜんし せとうちし あかいわし まにわし みまさかし わけちよう しんじゆうせん かがみのちよう しょうおうちよう なぎちよう にしあわくらそん くめなんちよう みさきちよう 津山市、備前市、瀬戸内市、赤磐市、真庭市、美作市、和気町、新庄村、鏡野町、勝央町、奈義町、西粟倉村、久米南町、美咲町	53,002人		
うんなんし 雲南市 29,909人	広島県内(5市町)	たけはらし みはらし みよしし ひがしひろしまし せらちよう 竹原市、三原市、三次市、東広島市、世羅町	81,868人		
鳥取県	よなごし 米子市 37,455人	鳥取県内(6市町)	とっとりし くらよしし ゆりはまちよう みささちよう ことらちよう ほうえいちよう 鳥取市、倉吉市、湯梨浜町、三朝町、琴浦町、北栄町	42,442人	
	さかいみなとし 境港市 33,663人	鳥取県内(3市町)	とっとりし いわみちよう やずちよう 鳥取市、岩美町、八頭町	39,312人	
【共通】 災害状況による避難	鳥取県内(9町村)	ひえづそん だいせんちよう ほうきちよう なんぶちよう こうふちよう ひのちよう にちなんちよう わかさちよう ちづちよう 日吉津村、大山町、伯耆町、南部町、江府町、日野町、日南町、若桜町、智頭町	15,000人 <sup>(概数)</sup>		
合計	448,009人		合計	715,163人	

# 島根県におけるUPZ内住民の避難先

- UPZ内にある島根県内各市の住民の避難先は、島根県内及び県外(岡山県・広島県)において確保。
- 島根県では、避難先自治体による避難受入の円滑化等を図るため、「原子力災害時における広域避難に関する避難者受入れに係るガイドライン」を作成。

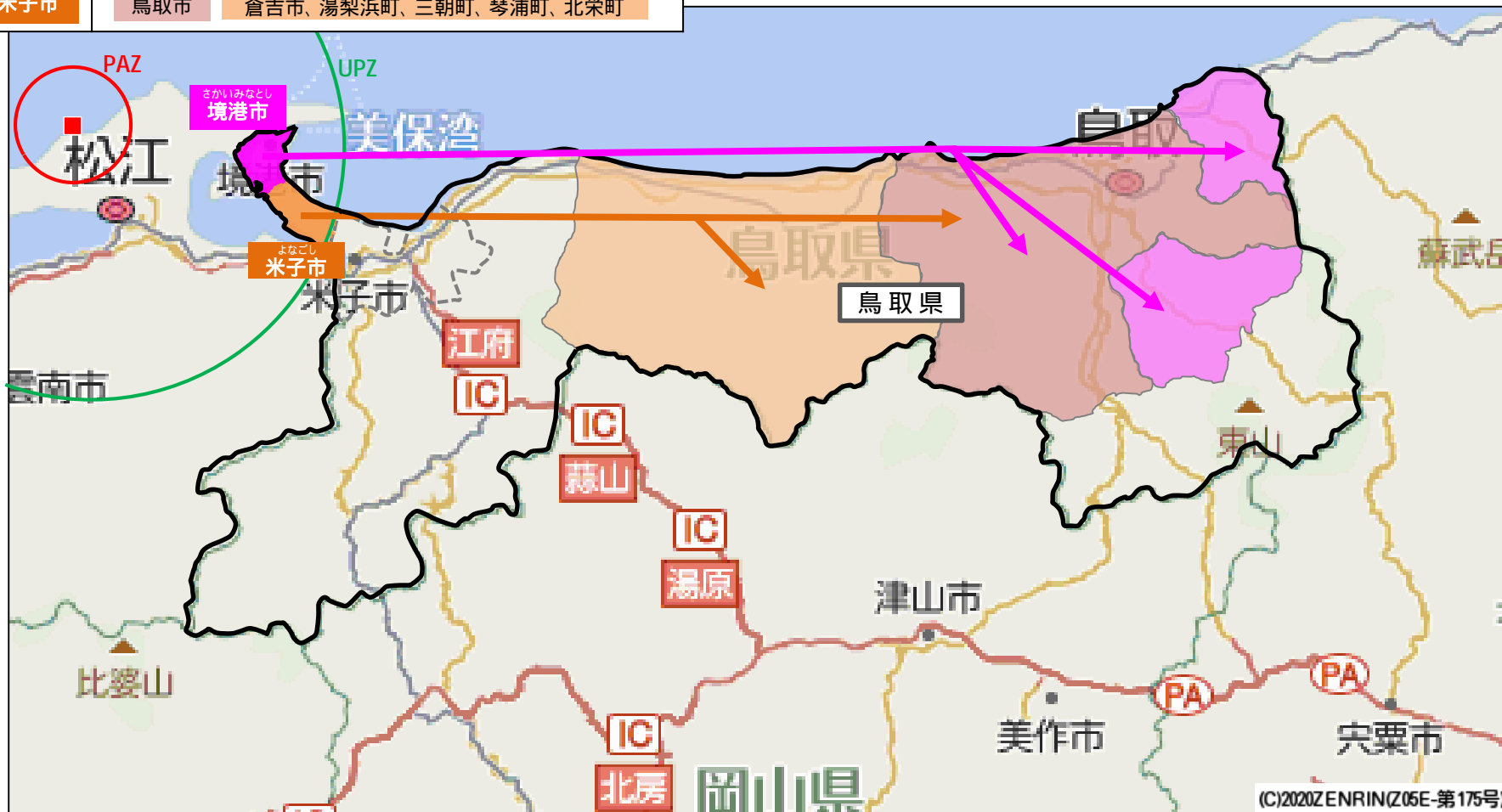
避難元	避難先
まつえし 松江市	島根県(11市町)、岡山県(13市町)、 広島県(5市町)
いずもし 出雲市	いずもし 出雲市(UPZ外)、広島県(12市町)
やすぎし 安来市	岡山県(14市町村)
うなんし 雲南市	広島県(5市町)



# 鳥取県におけるUPZ内住民の避難先

○ UPZ内にある鳥取県内各市の住民の避難先は、鳥取県内において確保。

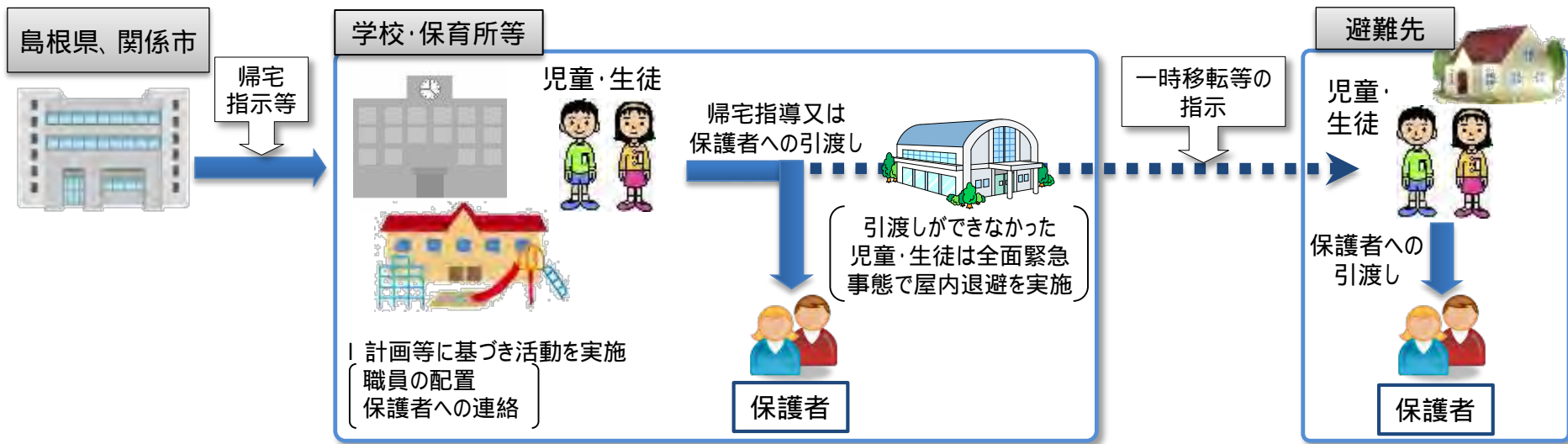
避難元	避難先
<div style="background-color: #ff00ff; color: white; padding: 2px;">さかいみなとし 境港市</div>	<div style="background-color: #d2b48c; padding: 2px;">とっとりし 鳥取市</div> <div style="background-color: #ff00ff; color: white; padding: 2px;">いわみちよう やずちよう 岩美町、八頭町</div>
<div style="background-color: #ff8c00; color: white; padding: 2px;">よなごし 米子市</div>	<div style="background-color: #d2b48c; padding: 2px;">とっとりし 鳥取市</div> <div style="background-color: #ffcc99; padding: 2px;">くらよし ゆりはまちよう みささちよう ことらちよう ほくいちよう 倉吉市、湯梨浜町、三朝町、琴浦町、北栄町</div>





# 島根県におけるUPZ内の学校・保育所等の防護措置

- 島根県及び島根県内関係市では、警戒事態以降、児童・生徒の帰宅や保護者への引渡し等について、UPZ内の学校・保育所等に対し指示又は情報提供を行う。
- 学校・保育所等は、県又は関係市からの指示等に基づき、児童・生徒の帰宅指導や保護者への引渡し等を実施。
- 引渡し等ができなかった児童・生徒は、全面緊急事態で屋内退避を実施する。その後、事態が悪化し、県又は関係市災害対策本部等から一時移転等の指示が出された場合は、職員等とともに一時移転等を行い、避難先において保護者に引き渡す。

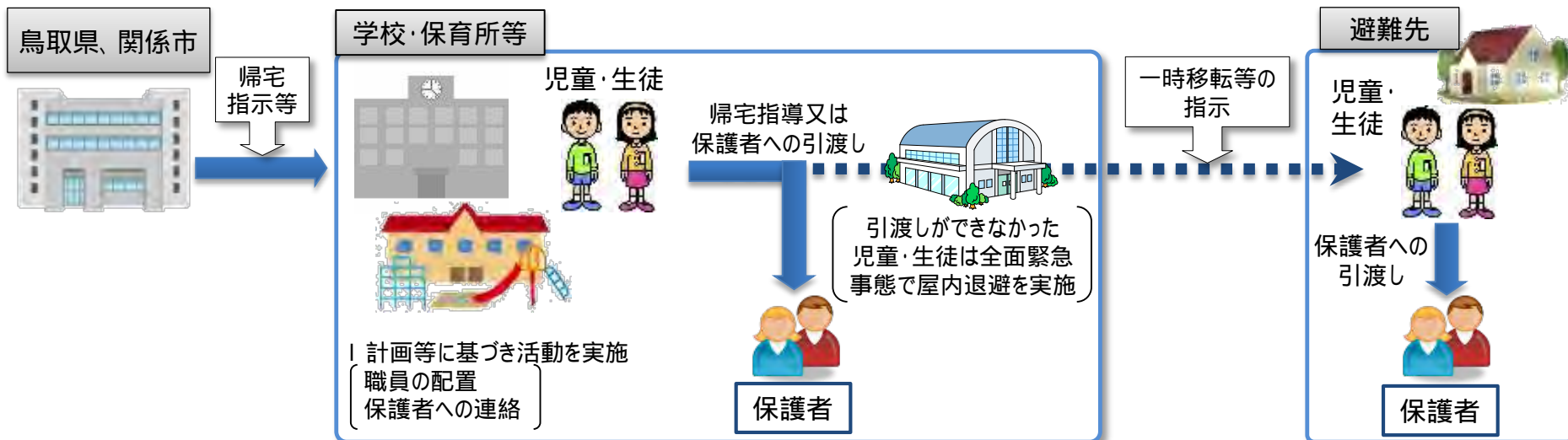


UPZ内の教育機関数	松江市 (まつえし)		出雲市 (いづもし)		安来市 (やすぎし)		雲南市 (うんのんし)		合計	
	教育機関数	児童・生徒数	教育機関数	児童・生徒数	教育機関数	児童・生徒数	教育機関数	児童・生徒数	教育機関数	児童・生徒数
保育所・幼稚園等	113	8,602人	71	6,397人	19	1,249人	21	1,186人	224	17,434人
小学校	30	10,027人	23	6,639人	13	1,671人	11	1,507人	77	19,844人
中学校	17	4,915人	9	3,336人	4	902人	5	820人	35	9,973人
義務教育学校	2	994人							2	994人
高等学校	12	5,758人	5	2,849人	2	689人	2	700人	21	9,996人
特別支援学校	5	396人			1	15人	1	10人	7	421人
合計	179	30,692人	108	19,221人	39	4,526人	40	4,223人	366	58,662人

保育所：令和3年1月現在、その他：令和2年5月現在

# 鳥取県におけるUPZ内の学校・保育所等の防護措置

- 鳥取県及び鳥取県内関係市は、施設敷地緊急事態等の段階で、児童・生徒の帰宅や保護者への引渡し等について、UPZ内の学校・保育所等に対し指示又は情報提供を行う。
- 学校・保育所等は、県又は関係市からの指示等に基づき、児童・生徒の帰宅指導や保護者への引渡し等を実施。
- 引渡し等ができなかった児童・生徒は、全面緊急事態で屋内退避を実施する。その後、事態が悪化し、県又は関係市災害対策本部等から一時移転等の指示が出された場合は、職員等とともに一時移転等を行い、避難先において保護者に引き渡す。



UPZ内の教育機関数	米子市 <small>よなごし</small>		境港市 <small>さかいみなとし</small>		合計	
	教育機関数	児童・生徒数	教育機関数	児童・生徒数	教育機関数	児童・生徒数
保育所・幼稚園等	16	1,015人	16	1,215人	32	2,230人
小学校	6	1,202人	6	1,675人	12	2,877人
中学校	3	624人	3	804人	6	1,428人
高等学校	1	124人	2	994人	3	1,118人
高等専門学校	1	1,059人			1	1,059人
合計	27	4,024人	27	4,688人	54	8,712人

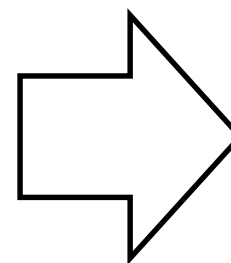
- 医療機関の入院患者は、施設ごとの避難計画等に基づき、島根県が関係機関と調整した避難先に避難。
- 社会福祉施設(入所施設)(303施設9,255人)の入所者は、施設ごとの避難計画等に基づき、あらかじめ定めた広域福祉避難所に避難。何らかの事情で、あらかじめ選定した避難先施設が使用できない場合には、島根県等が受入先を調整。
- 社会福祉施設(通所施設)(451施設8,991人)の利用者は、警戒事態の段階で支援者等に引き渡し、帰宅。その後、事態が悪化し、一時移転等の指示が出された場合は自宅等から避難。

## < UPZ内 >

施設区分		避難元施設	
		施設数 (施設)	入所定員 (人)
医療機関(病院・有床診療所)		47	5,835
社会福祉施設 (入所)	介護保険施設等	213	7,835
	障害福祉サービス事業所等	90	1,420
	小計	303	9,255
合計		350	15,090

## < UPZ外 >

避難先施設	
受入施設数 (施設)	受入見込人数 (人)
569	18,255
395	31,417
964	49,672



施設ごとの避難計画等に基づき避難